

2019年3月12日
東京株式懇話会

「会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する要綱」について

東京大学大学院法学政治学研究科
神作裕之

目次

- I. はじめに:経緯および構成
- II. 株主総会に関する規律の見直し
- III. 取締役等に関する規律の見直し
- IV. 社債の管理
- V. 株式交付
- VI. その他

I . はじめに

1. 経緯
2. 構成
3. 附帯決議

1. 経緯

- 平成26年会社法改正附則25条

「政府は、この法律の施行後2年を経過した場合において、社外取締役の選任状況その他の社会経済情勢の変化等を勘案し、企業統治に係る制度の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、社外取締役を置くことの義務付け等所要の措置を講ずるものとする。」

- 平成29年2月9日：法務大臣から法制審議会に対する諮問（諮問第104号）

「近年における社会経済情勢の変化等に鑑み、株主総会に関する手続の合理化や、役員に適切なインセンティブを付与するための規律の整備、社債の管理の在り方の見直し、社外取締役を置くことの義務付けなど、企業統治等に関する規律の見直しの要否を検討の上、当該規律の見直しを要する場合にはその要綱を示されたい。」

- 法制審議会（企業統治等関係）部会における審議

部会長・神田秀樹学習院大学法科大学院教授

第1回（平成29年4月26日）～第19回（平成31年1月16日）

1. 経緯

- 「会社法制(企業統治等関係)の見直しに関する要綱」の経緯

- 「会社法制(企業統治等関係)の見直しに関する中間試案(以下「中間試案」という)」(平成30年2月14日)
- 法務省民事局参事官室「会社法制(企業統治等関係)の見直しに関する中間試案の補足説明(以下「補足説明」という)」

「中間試案」について意見募集の手続(パブリックコメントの募集手続)の実施

- 法制審議会会社法制(企業統治等関係)部会における「会社法制(企業統治等関係)の見直しに関する要綱案」および附帯決議の決定(平成31年1月16日)
- 法制審議会総会における「会社法制(企業統治等関係)の見直しに関する要綱(以下「要綱」という)」および附帯決議の決定(平成31年2月14日)

2. 構成

第1部 株主総会に関する規律の見直し

第1 株主総会資料の電子提供制度

第2 株主提案権

第2部 取締役等に関する規律の見直し

第1 取締役等への適切なインセンティブの付与

第2 社外取締役の活用等

第3部 その他

第1 社債の管理

第2 株式交付

第3 その他

3. 附帯決議

●附帯決議

1 株主総会資料の電子提供制度に関する規律については、これまでの議論及び株主総会の招集の手続に係る現状等に照らし、現時点における対応として、本要綱に定めるもののほか、金融商品取引所の規則において、上場会社は、株主による議案の十分な検討期間を確保するために電子提供措置を株主総会の日の3週間前よりも早期に開始するよう努める旨の規律を設ける必要がある。

2 株式会社の代表者の住所が記載された登記事項証明書に関する規律については、これまでの議論及び当該登記事項証明書の利用に係る現状等に照らし、法務省令において、以下のような規律を設ける必要がある。

(1) 株式会社の代表者から、自己が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第1条第2項に規定する被害者その他の特定の法律に規定する被害者等であり、更なる被害を受けるおそれがあることを理由として、その住所を登記事項証明書に表示しない措置を講ずることを求める旨の申出があった場合において、当該申出を相当と認めるときは、登記官は、当該代表者の住所を登記事項証明書に表示しない措置を講ずることができるものとする。

(2) 電気通信回線による登記情報の提供に関する法律に基づく登記情報の提供においては、株式会社の代表者の住所に関する情報を提供しないものとする。

3 1及び2の規律の円滑かつ迅速な実現のため、関係各界において、真摯な協力がされることを要望する。

Ⅱ．株主総会に関する規律の見直し

1. 株主総会資料の電子提供制度
 - a. 電子提供措置に係る定款の定め
 - b. 電子提供措置
 - c. 株主総会の招集通知等の特則
 - d. 書面交付請求
 - e. 電子提供措置の中断
2. 株主提案権
 - a. 提案できる議案の数
 - b. 目的等による制限

1. 株主総会資料の電子提供制度

【背景と趣旨】

インターネットの発展と普及を背景に、インターネットの利用による株主総会資料の提供を促進するため、株式会社は、株主総会資料を自社のホームページ等のウェブサイトに掲載し、株主に対しては当該ウェブサイトのアドレス等を書面により通知することにより、会社が株主に対して株主総会資料を適法に提供したものとする

株主にとっては、インターネットの利用による株主総会資料の提供が迅速になされ株主総会の会日との間の時間が長くなれば長くなるほど、議案の検討等の時間をとることができ、さらに、とくに電子提供措置において提供されるべき事項を記載した有価証券報告書が株主総会会日前に開示されると、株主総会資料よりさらに充実した情報に基づき判断することができる

⇒議決権の行使の容易化とより合理的な議決権行使が可能となる

会社にとっては、株主総会資料の電子提供により、紙媒体により提供する場合に比べて安価かつ迅速・大量に情報を提供する可能性が生じる

1. 株主総会資料の電子提供制度

- 議決権を中心とする株主権行使の実質化に向けた近時の動向

平成26年2月26日 日本版スチュワードシップ・コードの公表

平成26年6月27日 会社法改正(法律第90号)

平成27年3月5日 コーポレートガバナンス・コードの策定に関する有識者会議「コーポレートガバナンス・コード(原案)」の公表

平成27年6月1日 東京証券取引所は、上記コードを東証「有価証券上場規程」の別添として定め、施行

平成29年5月29日 日本版スチュワードシップ・コードの改訂

平成29年5月29日 経済産業省「価値協創のための統合的開示・対話ガイダンス-ESG・非財務情報と無形資産投資-」の策定

平成30年6月1日 東証コーポレートガバナンス・コードの改訂

1. 株主総会資料の電子提供制度

- 議決権を中心とする株主権行使の実質化に向けた近時の動向(前ページからのつづき)

平成30年6月1日 金融庁「投資家と企業の対話ガイドライン」(対話ガイドライン)の策定

平成30年6月15日 日本経済再生会議「未来戦略2018」(閣議決定)

平成30年7月27日 ESG 金融懇談会「～ ESG 金融大国を目指して～」の提言

平成31年1月31日 「企業内容等の開示に関する内閣府令」の改正

ーとくに経営戦略、MD & A、リスク情報を始めとする非財務情報の開示の充実

ー役員報酬の算定方法を始めとする役員報酬に関する情報や、政策保有株式の保有状況

などの政策保有株式に関する情報等の開示の充実

平成31年2月14日 法制審議会総会「会社法制(企業統治等関係)の見直しに関する要綱」

および附帯決議の決定

1. 株主総会資料の電子提供制度

- 企業の持続的成長のために、株主とりわけ機関投資家と経営者のエンゲージメントを促進することは、世界的な潮流

【例】

- ◆長期的な株主のエンゲージメントの促進に関するEU指令を改正する指令(「第2次株主権指令」)

DIRECTIVE (EU) 2017/828 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 17 May 2017 amending Directive 2007/36/EC as regards the encouragement of long-term shareholder engagement

- パッシブ運用が主流になる中で、株主権の行使およびエンゲージメントによるコーポレートガバナンスの向上をどのようにして確保し、促進するか
- インベストメントチェーンの複雑化と地理的拡大の中で、株主権の行使をどのように促進するか
- 機関投資家のスチュワードシップ責任とりわけ経営者との建設的対話の促進のための規範のソフトロー化または部分的なハードロー化の進展

1. 株主総会資料の電子提供制度

a. 電子提供措置に係る定款の定め

- 電子提供制度＝株主総会資料をウェブサイトに掲載し、株主に対して当該ウェブサイトのアドレス等を書面により通知すれば、株主の個別の承諾を得ることなく、適法に提供したものとみなす制度
 - 電子提供措置＝株式会社は、株主総会参考書類、議決権行使書面、計算書類・事業報告および連結計算書類(以下「株主総会参考書類等」という)の交付・提供に代えて、株主総会参考書類等に記載・記録すべき事項に係る情報を電磁的方法により株主が提供を受けることができる状態に置く措置
 - 定款の規定に基づき電子提供措置の採用が可能(要綱第1部第1の1)
 - 振替制度を利用する株式会社については強制(要綱第1部第1の1(注1))
 - 振替制度を利用している株式会社については、施行日を効力発生日とする、電子提供措置を採用する旨の定款の変更の決議をしたものとみなす(要綱第1部第1の1(注2))
- ⇒定款変更の手間を省略
- 電子提供措置を採用する旨の定款の定めは登記事項(要綱第1部第1の1(注3))

1. 株主総会資料の電子提供制度

b. 電子提供措置

- 電子提供措置期間＝株主総会の日から3週間前の日または招集通知を発した日のいずれか早い日（＝電子提供措置開始日）から、株主総会の日後3ヶ月を経過する日までの間

➤電子提供措置開始日をいつに設定するかについては、部会において意見が分かれた

機関投資家からは、株主総会における議決権行使をより適切に行うために、少しでも早く電子提供措置を開始するよう強い要望があった

これに対し、発行会社は、実務的に、大幅な前倒しは、株主総会の円滑な運営に支障をきたすおそれがあると主張した

【参考】 東京証券取引所コーポレートガバナンス・コード

【補充原則1－2②】上場会社は、株主が総会議案の十分な検討期間を確保することができるよう、招集通知に記載する情報の正確性を担保しつつその早期発送に努めるべきであり、また、招集通知に記載する情報は、株主総会の招集に係る取締役会決議から招集通知を発送するまでの間に、TDnetや自社のウェブサイトにより電子的に公表すべきである。

1. 株主総会資料の電子提供制度

b. 電子提供措置

●附帯決議

1 株主総会資料の電子提供制度に関する規律については、これまでの議論及び株主総会の招集の手續に係る現状等に照らし、現時点における対応として、本要綱に定めるもののほか、金融商品取引所の規則において、上場会社は、株主による議案の十分な検討期間を確保するために電子提供措置を株主総会の日3週間前よりも早期に開始するよう努める旨の規律を設ける必要がある。

2 【略】

3 1・・・の規律の円滑かつ迅速な実現のため、関係各界において、真摯な協力がされることを要望する。

1. 株主総会資料の電子提供制度

b. 電子提供措置

●電子提供措置に係る義務

株式会社の取締役は、電子提供措置期間は、次の情報につき継続して電子提供措置を講じなければならない
(要綱第1部第1の2①)

- i. 会社法298条第1項各号に掲げる事項
- ii. 会社法301条第1項に規定する場合には、株主総会参考書類及び議決権行使書面に記載すべき事項
- iii. 会社法302条第1項に規定する場合には、株主総会参考書類に記載すべき事項
- iv. 会社法305条第1項の規定による請求があった場合には、同項の議案の要領
- v. 株式会社が取締役会設置会社である場合において、取締役が定時株主総会を招集するときは、会社法437条の計算書類及び事業報告に記載・記録された事項
- vi. 株式会社が会計監査人設置会社(取締役会設置会社に限る。)である場合において、取締役が定時株主総会を招集するときは、会社法444条第6項の連結計算書類に記載・記録された事項
- vii. i からviまでに掲げる事項を修正したときは、その旨及び修正前の事項

1. 株主総会資料の電子提供制度

b. 電子提供措置

●電子提供措置に係る義務

有価証券報告書提出会社が、電子提供措置開始日までに電子提供措置事項を記載した有価証券報告書の提出手続をEDINETを使用して行う場合には、電子提供措置をとることを要しない(要綱第1部第1の2③)

⇒EDINETにより電子提供措置を講じることができ、かつ、この場合には、有価証券報告書が同時に提出されることになる

⇒株主総会の議案の検討や、投資者としての意思決定に際し、総会前に開示された有価証券報告書を利用できることは、株主にとって大きなメリットになると考えられる

➤なお、会社法上の事業報告・計算書類と有価証券報告書の一体的開示に向けた検討がなされている

■内閣官房＝金融庁＝法務省＝経済産業省「事業報告等と有価証券報告書の一体的開示のための取組の支援について」(平成30年12月28日)など参照

1. 株主総会資料の電子提供制度

c. 株主総会の招集通知等の特則

●招集通知の発送期間

電子提供措置をとる場合における招集通知の発行は、総会の会日から2週間前に発送するものとする(要綱第一部第1の3①)

【原則】

公開会社: 2週間

非公開会社: 書面投票・電子投票を利用する場合は2週間

それ以外の非公開会社は1週間

ただし、取締役会非設置会社で、1週間を下回る期間を定款で定めた場合には当該期間

1. 株主総会資料の電子提供制度

c. 株主総会の招集通知等の特則

●招集通知の記載・記録事項(要綱第一部第1の3②)

- ① 株主総会の日時及び場所
- ② 株主総会の目的である事項があるときは、当該事項
- ③ 書面投票・電子投票ができるときは、その旨
- ④ 電子提供措置をとっている旨
- ⑤ EDINETを使用して電子提供措置をとったときは、その旨
- ⑥ その他、法務省令で定める事項(電子提供措置事項に係る情報を掲載するウェブサイトのアドレスなど)

1. 株主総会資料の電子提供制度

c. 株主総会の招集通知等の特則

- 株主総会参考書類等の交付は不要(要綱第一部第1の3③)
- 議案提案権の行使があったときは(会社法305条1項)、当該議案の要領について電子提供措置をとる(要綱第一部第1の3④)

1. 株主総会資料の電子提供制度

d. 書面交付請求

- 書面交付請求権を強行法として付与(要綱第一部第1の4①)
- 定款により書面交付請求権を排除することを認めるべきであるという意見も有力であった
- 要綱は、①インターネット弱者の保護を定款の定めにより排除することは相当でない、②議決権比率の低い個人株主が書面交付請求をすると想定され、その者の意見は定款の定めには反映されない、といった理由から強行法規として書面交付請求権を付与
- 他方、書面交付請求がその効力を失う場合について規律を設ける
- 招集通知の電磁的方法による提供に承諾した株主は、書面交付請求権を有しない(要綱第一部第1の4①カッコ書き)

1. 株主総会資料の電子提供制度

d. 書面交付請求

- 振替株式の株主による書面交付請求権の行使方法(要綱第一部第1の4①(注2))
 - 株主は、その直近上位機関を経由して書面交付請求権を行使する
 - 個別株主通知をする必要はない
 - 会社法130条1項の規定にかかわらず、書面交付請求をする権利は、発行者に対抗することができる
 - 書面交付請求は、次の振替株式について銘柄ごとに行うことができる
- ① 当該加入者の口座の保有欄に記載又は記録がされた当該振替株式
- ② 当該加入者が他の加入者の口座における特別株主であるときは、当該口座の保有欄に記載又は記録がされた当該振替株式のうち当該特別株主についてのもの
- ③ 当該加入者が他の加入者の口座の質権欄に株主として記載・記録された者であるときは、当該質権欄に記載又は記録がされた当該振替株式のうち当該株主についてのもの
- ④ 当該加入者が買取請求の申請をした株主であるときは、買取口座に記載又は記録がされた当該振替株式のうち当該株主についてのもの

1. 株主総会資料の電子提供制度

d. 書面交付請求

- 株主総会における議決権行使の基準日の定めがある場合には、書面交付請求は当該基準日までに行わなければならない(要綱第一部第1の4②)
- ウェブ開示によるみなし提供制度は存続するものとする＝電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部については、交付する書面に記載することを要しない旨を定款で定めることができる(要綱第一部第1の4③)

⇐インターネット弱者については、現行法において保証されている以上の保護を与える必要はない

- 書面交付請求日(異議を述べた場合は異議を述べた日)から1年を経過したときは、会社はその株主に対して書面交付を終了する旨を通知し、かつ、これに異議のある場合には1か月以上の一定の催告期間内に異議を述べるべき旨を催告できるものとし、異議が出されない限り、催告経過期間を経過したときに当該株主の書面交付請求は失効する(要綱第一部第1の4④⑤)

1. 株主総会資料の電子提供制度

d. 書面交付請求

【論点】

- ① 書面交付請求権の行使に応じて提供される情報は、ウェブサイトにおいて提供される情報と同一である必要があるか？
- ② 電子提供制度を採用する会社が、特定の株主に対してのみ株主総会に関する情報を書面により提供することは可能か？
- ③ 書面交付請求に係る対応の不備は、株主総会決議取消しの訴えにおける取消事由になるか？

1. 株主総会資料の電子提供制度

e. 電子提供措置の中断(要綱第一部第1の5)

●電子提供措置の中断の意義

株主が提供を受けることができる状態に置かれた情報がその状態に置かれないこととなったこと、又は当該情報がその状態に置かれた後改変されたこと

●電子提供措置の中断が効力に影響を及ぼさない場合

次のすべての要件を満たす場合には、電子提供措置の中断は、電子提供措置の効力に影響を及ぼさない

- ① 電子提供措置の中断が生ずることにつき株式会社が善意でかつ重大な過失がないこと、又は株式会社に正当な事由があること
- ② 電子提供措置の中断が生じた時間の合計が電子提供措置期間の10分の1を超えないこと
- ③ 電子提供措置開始日から株主総会の日までの期間中に電子提供措置の中断が生じたときは、当該期間中に電子提供措置の中断が生じた時間の合計が当該期間の10分の1を超えないこと
- ④ 株式会社が電子提供措置の中断が生じたことを知った後速やかにその旨、電子提供措置の中断が生じた時間及び電子提供措置の中断の内容である情報について当該電子提供措置に付して電子提供措置をとったこと

1. 株主総会資料の電子提供制度

e. 電子提供措置の中断

電子公告の中断がその効力に影響を及ぼさない場合について、会社法940条3項に類似の規定を設ける

電子公告に係る規律との異同

【相違点】

- ① 電子提供措置の場合は、中断が生じた時間の合計が、(i) 電子提供措置期間のみならず、(ii) 電子提供措置開始日から株主総会の日までの期間中に電子提供措置の中断が生じたときは当該期間、のそれぞれ10分の1を超えないことが必要
- ② 電子公告調査制度(会社法941～959条)に相当する電子提供措置調査制度は存在しない

←株主以外の者による閲覧を制限する措置をとることも可能であるが、そのような措置にはさまざまなものが考えられ、すべてに対応する調査制度を構築することは困難であるため

2. 株主提案権

a. 提案できる議案数の制限

【提案の背景】

近時、一人の株主が100件を超える議案を提案したり、株式会社を困惑させる目的で議案が提案されたりするなど、株主提案権が濫用的に行使されるケースが散見

◆東京高判平成27年5月19日金判1473号26頁

【判旨】「…個人的な目的のため、あるいは、控訴人会社を困惑させる目的のためにされたものであって、全体として株主としての正当な目的を有するものではなかったといわざるを得ない。また、7期株主総会に係る提案の個数も、一時114個という非現実的な数を提案し、その後、控訴人会社との協議を経て20個にまで減らしたという経過からみても、被控訴人の提案が株主としての正当な権利行使ではないと評価されても致し方ないものであった。」

他方、控訴人会社の側からみれば、被控訴人に対し、その提案を招集通知に記載可能であり、株主総会の運営として対応可能な程度に絞り込むことを求めることには合理性があるといえるし、控訴人会社が、被控訴人に協議を申し入れ、その調整に努めたことは前記認定のとおりであり、このような経過を経ても被控訴人が特定個人の個人的な事柄を対象とする倫理規定条項議案及び特別調査委員会設置条項議案を撤回しなかったことは、株主総会の活性化を図ることを目的とする株主提案権の趣旨に反するものであり、権利の濫用として許されない。」

2. 株主提案権

a. 提案できる議案数の制限

株主提案権の濫用的な行使に対して、判例上、権利濫用論に基づき一定の対応がなされてはきたものの、会社が権利濫用に該当するとして株主の株主提案権の行使を制約することは実際には困難であるとの指摘

- 株主が提出しようとする議案の数を10に制限(要綱第一部第2の1)
- 10を超過して不適法となる議案は、取締役が定めるものの、当該株主が議案相互間の優先順位を定めている場合には、取締役はそれに従って不適法となる議案を定める(要綱第一部第2の1(注))

【趣旨】

株主提案権が濫用的に行使されることにより、株主総会における審議の時間等が無駄に割かれ、株主総会の意思決定機関としての機能が害されたり、株式会社における検討や招集通知の印刷等に要するコストが増加したりする弊害の防止(補足説明)

2. 株主提案権

a. 提案できる議案数の制限

●議案の数の数え方

- ① 役員等の選任に関する議案は、当該議案の数にかかわらず、これを一の議案とみなす
- ② 役員等の解任に関する議案は、当該議案の数にかかわらず、これを一の議案とみなす
- ③ 会計監査人を再任しないことに関する議案は、当該議案の数にかかわらず、これを一の議案とみなす
- ④ 定款の変更に関する二以上の議案は、当該二以上の議案について異なる議決がされたとすれば当該議決の内容が相互に矛盾する可能性がある場合には、これらを一の議案とみなす

中間試案では、④について、「内容において関連する事項ごとに区分して数えるものとする旨の明文の規定を設けるものとするかどうかについては、なお検討する」とされていたが、④のように修正された

2. 株主提案権

b. 目的等による制限

次のいずれかに該当する場合には、当該議案提案は不適法になる(要綱第一部第2の2)

- ① 株主が専ら人の名誉を侵害し、人を侮辱し、若しくは困惑させる目的で株主提案を行った場合
- ② 株主が自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、株主提案を行った場合
- ③ 当該株主提案により株主総会の適切な運営が著しく妨げられ、株主の共同の利益が害されるおそれがあると認められる場合

中間試案は、③の「株主総会の適切な運営」には、総会当日の運営のみならず、準備段階も含むとする

適切な運営が妨げられる具体例として、株主総会の準備に通常であれば生じないような膨大な時間的・人的コストが生じる場合や、総会当日に当該議案の検討に多大の時間がかかり他の株主による質問時間や他の議案の審議時間が大幅に削られる場合が挙げられている

2. 株主提案権

【参考】

中間試案で検討するとされた、次の2つの項目は、要綱には盛り込まれなかった

- ① 持株要件を見直し、300個以上の議決権という要件を引き上げるか、または削除すべきである

←昭和56年当時の東京証券取引所市場第一部における投資単位は約41万円(平成28年時点の貨幣価値に引き直した場合において、企業物価指数を基に計算するときは約36万円、消費者物価指数を基に計算するときは約52万円)であったのに対して、平成28年の平均的な投資単位は約26万円であるとされ、現在の貨幣価値に引き直して考えた場合には、投資単位自体は昭和56年当時と比べると減少しているものの、それほど大幅な減少とまではいえず、また、平成28年時点においても、株主提案権を行使するためには、約7800万円(26万円×300個)もの投資が必要

- ② 株主提案権が行使されるとその議案の要領を招集通知に記載・記録し、参考書類にもその議案と提案の理由等を記載しなければならずその適法性も検討する必要があることなどから、株主提案権は株主総会の会日の8週間前までに行使しなければならないという規律を見直し、前倒しすべきである

Ⅲ．取締役等に関する規律の見直し

1. 報酬規制等
2. 補償契約
3. D&O保険
4. 社外取締役
 - a. 業務執行の社外取締役への委託
 - b. 社外取締役の設置強制

1. 報酬規制等

a. 報酬等の決定方針

【現行法と解釈】

指名委員会等設置会社以外の株式会社の取締役の報酬等は、定款又は株主総会の決議によって定める(会社法361条1項)

◆最判昭和60年3月26日集民144号247頁

会社法の役員報酬に関する規律は、お手盛りの防止の趣旨

実務では、定款に取締役の報酬等について規定が置かれることはほとんどない

判例上、監査等委員である取締役以外の取締役の報酬等については、総額の最高限度のみを株主総会決議で定め、その枠内で各取締役に対する配分の決定を取締役会に委任することができる(上記最判昭和60年3月26日集民144号247頁)

◆最判昭和31年10月5日集民23巻409頁

株主総会から委任を受けた取締役会は、代表取締役に再一任する旨を決議することができる

1. 報酬規制等

a. 報酬等の決定方針

【問題意識】

取締役の報酬等は、取締役に対し職務を適切かつ効率的に執行するインセンティブを付与するための手段であり、会社法も、そのような観点から取締役の報酬等に係る規律を見直す必要がある

【概要】

- ① 報酬等の決定方針
- ② 金銭でない報酬等に係る株主総会の決議による定め
- ③ 取締役の報酬等である出資の履行を要しない株式・新株予約権
- ④ 情報開示の充実

1. 報酬規制等

a. 報酬等の決定方針

- 次の会社は、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針として法務省令で定める事項（「報酬等の決定方針」という。）を決定しなければならない（要綱第二部第1の1（1））
 - ① 公開会社かつ大会社である監査役会設置会社であって、有価証券報告書提出会社
 - ② 監査等委員会設置会社
 - 中間試案では、一定の会社に対しては取締役等の個人別の報酬等の内容についての決定方針の決定を義務づけるか検討するとされていたが、要綱では上記①および②の会社に義務づけるものとした
 - 中間試案では、「取締役の報酬等の内容に係る決定に関する方針」という文言を用い、総体としての取締役の報酬等の内容に関する方針（例えば、最高限度額と取締役の員数との関係についての方針等）も含まれるとしていた
 - 取締役等の決定方針（中間試案第2部第1の1（1）（注1））
- 「取締役の報酬等の内容に係る決定に関する方針」としては、例えば、各取締役の報酬等についての報酬等の種類ごとの比率に係る決定の方針、業績連動報酬等の有無及びその内容に係る決定の方針、各取締役の報酬等の内容に係る決定の方法の方針等も含まれるものとする。

1. 報酬規制等

- b. 金銭でない報酬等に係る株主総会の決議による定め(要綱第二部第1の1(2))
 - ① 報酬等のうち当該株式会社の株式又は当該株式の取得に要する資金に充てるための金銭については、当該株式の数の上限その他法務省令で定める事項
 - ② 報酬等のうち当該株式会社の新株予約権又は当該新株予約権の取得に要する資金に充てるための金銭については、当該新株予約権の数の上限その他法務省令で定める事項
 - ③ 報酬等のうち金銭でないもの(当該株式会社の株式及び新株予約権を除く。)については、その具体的な内容
- 「報酬等のうち当該株式会社の株式」は、後述(Ⅲ 1c参照)の「出資の履行を要しない株式」を引き受けた場合を想定
- 上記①につき、中間試案では、株式については当該株式の数の上限及び当該株式の交付の条件の要綱、上記②につき、当該新株予約権の内容の要綱及び数の上限を定めなければならないものとしていた

1. 報酬規制等

b. 金銭でない報酬等に係る株主総会の決議による定め(要綱第二部第1の1(2))

- インセンティブ報酬としての株式・新株予約権の重要性が高まる一方、既存の株主の希釈化や持株比率の低下という不利益のおそれがあることから、定款で定めている場合を除き、株主総会の決議を要求

➤現行法上の取扱いの問題点と解決方法

- ① 実務では、株式又は新株予約権の取得に要する資金に充てるために金銭を取締役の報酬等とした上で、株式の場合は報酬支払請求権を株式の引受けのための現物出資財産として給付することにより、また、新株予約権の場合は報酬支払請求権を新株予約権の引受けに係る債務と相殺することにより、株式又は新株予約権を取得することが多い
- ② ①の方法によるときは、会社法361条1項3号にいう「報酬等のうち金銭でないもの」には当たらないとして、株式又は新株予約権の具体的内容を株主総会で決議せず、したがってそれが相当である理由を総会で説明しない場合がある
- ③ 要綱は、株式についても出資の履行を要しないで報酬等として取締役に付与することを認め、現行法上すでに出資の履行を要しない新株予約権の場合と平仄を合わせることを提案
- ④ 現物出資構成、相殺構成、無償構成のいずれにより株式又は新株予約権を付与する場合であっても、所定の事項については定款又は株主総会決議を要求する

1. 報酬規制等

c. 取締役の報酬として付与する出資の履行のない株式・新株予約権（要綱第二部第1の1(3)）
上場会社は、次の①および②を定めて、取締役の報酬等として株式を無償で付与することができる

① 募集株式と引換えにする出資の履行を要しない旨

② 募集株式を割り当てる日（「割当日」）

上場会社は、取締役の報酬等として新株予約権の行使に際して出資を要しない新株予約権を発行することができる

【趣旨】

実務では、株式の現物を報酬として付与する場合には払込金額を1円にしたりして、また、新株予約権を行使するときは行使価額を1円にしたりして、出資を要とする規制を実質的に回避

他方、無償交付に対しては、資本充実の原則を害する、労務出資禁止の原則に反するなどの批判があった

議決権を伴う株式を付与する場合には、支配権争いに結び付き得るという批判は重大（上場会社に限定しているのは、そのような弊害に配慮）

1. 報酬規制等

c. 取締役の報酬として付与する出資の履行のない株式・新株予約権

出資の履行を要しない株式を発行する場合には、それにより資本金又は準備金として計上すべき額については、法務省令で定める(要綱第2部第1の1(3)③)

【参考】 部会資料23の第3

1. いわゆる事前交付型の株式報酬

- ① 当該株式を付与し、これに応じて発行会社が取締役から提供を受ける役務は、その提供に応じて費用として計上し(企業会計基準第8号第4項参照)、対応する金額を資本金又は資本準備金として計上
- ② 各会計期間における費用計上額は、当該株式の公正な評価額のうち、対象期間を基礎とする方法その他の合理的な方法に基づき当期に発生したと認められる額として算定(企業会計基準第8号第5項参照)
- ③ 付与日から権利確定日の直前までの間に、権利不確定、すなわち当該株式の無償取得の見積数に重要な変動が生じた場合や、権利確定日において無償取得の数が確定した場合において、費用の戻入れをする必要がある場合には(企業会計基準第8号第7項(2)(3)参照)、対応する金額をその他資本剰余金から減額

1. 報酬規制等

c. 取締役の報酬として付与する出資の履行のない株式・新株予約権

出資の履行を要しない株式を発行する場合には、それにより資本金又は準備金として計上すべき額については、法務省令で定める(要綱第2部第1の1(3)③)

【参考】(前ページからのつづき)

2. いわゆる事後交付型の株式報酬

当該株式の交付を受けることができる権利については、株式等交付請求権(会社計算規則第55条第8項)と同様に、新株予約権に準じて取り扱い、実際に株式会社が株式を発行するまでの間は、株主資本の額を変動させない

3. 当該新株予約権の行使に際してする出資を要しない旨をその内容とする新株予約権行使時における当該新株予約権の帳簿価額を基に、資本金等増加限度額を定める(会社計算規則第17条参照)

1. 報酬規制等

d. 情報開示の充実

公開会社は、事業報告において、次の事項について情報を開示する

- ① 報酬等の決定方針に関する事項
- ② 報酬等についての株主総会の決議に関する事項
- ③ 取締役会の決議による報酬等の決定の委任に関する事項
- ④ 業績連動報酬等に関する事項
- ⑤ 職務執行の対価として株式会社が交付した株式又は新株予約権等に関する事項
- ⑥ 報酬等の種類ごとの総額

1. 報酬規制等

d. 情報開示の充実

① 報酬等の決定方針に関する事項

「補足説明」

- i. 当該方針の決定の方法（社外コンサルタントの助言を受けて定めていたり、社外取締役等で構成される別の会議体に諮問をした上で定めている場合における当該手続など）
- ii. 当該方針の内容の概要（株主総会の決議事項における場合と同様）
- iii. 当該事業年度に係る取締役の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

1. 報酬規制等

d. 情報開示の充実

② 報酬等についての株主総会の決議に関する事項

【補足説明】

- i. 会社法361条1項の株主総会の決議の日
- ii. 当該決議の内容
- iii. 当該決議が2以上の取締役についての定めであるときは、当該定めに係る取締役の員数など

1. 報酬規制等

d. 情報開示の充実

③ 取締役会の決議による報酬等の決定の委任に関する事項

【中間試案】では、再一任については、手続的規制を導入するという案もあったが、要綱は、事業報告における開示事項とするにとどめた

④ 業績連動報酬等に関する事項

【中間試案】

- i. 当該業績連動報酬等が金銭でないときは、その内容
- ii. 当該業績連動報酬等の額又は数の算定の基礎として選定した株式会社の業績を示す指標の内容及び当該指標を選定した理由
- iii. 当該業績連動報酬等の額又は数の算定方法
- iv. 当該業績連動報酬等の額又は数の算定の基礎となる指標の数値など

1. 報酬規制等

d. 情報開示の充実

⑤ 職務執行の対価として株式会社が交付した株式又は新株予約権等に関する事項

【補足説明】

i. 当該株式や新株予約権等の内容の概要

ii. 保有状況など

⑥ 報酬等の種類毎の総額

【補足説明】

i. 基本報酬

ii. 業績連動報酬など

* 個人別の報酬等の総額については、なお検討するものとされていたが、要綱は、情報開示を求めないこととした

2. 補償契約

【意義】

- ① 役員を損害賠償請求訴訟その他の裁判手続費用や第三者に対する損害賠償責任から適切に保護し、すぐれた役員のなり手の拡大を図るとともに、委縮した経営を防止する
- ② 役員等が第三者から責任の追及に係る請求を受けた場合には、当該役員等が適切な防御活動を行うことができるようにそれに要する費用を負担することが株式会社の損害の拡大の抑止に資する
- ③ 役員の職務・職責が多様化し複雑化している現代の企業において、株式会社や役員の役職等に応じて会社補償をどのように設計することが当該役員に適切なインセンティブを付与するために適当かを個別具体的に検討できる

【問題点】

- ① 会社補償が認められる範囲によっては、役員等の職務の適正性が損なわれたり、役員の実責任や刑罰等を定める規定の趣旨が損なわれたりするおそれ、すなわち違法行為抑制効果が減殺されるおそれがある
- ② 株式会社と補償を受ける役員との間には、役員から会社財産に対する求償という構造的な利益相反が発生
- ③ 会社に対する責任を補償する場合には、会社法が定める役員の免責に関する規律に抵触し得る

2. 補償契約

【現行法の下での補償の可能性】

➤ 会社法には、会社補償についての規定なし

➤ 「受任者は、委任事務を処理するため自己に過失なく損害を受けたときは、委任者に対し、その賠償を請求することができる」旨を規定する民法650条3項に基づいて、役員に「過失」が無い場合の争訟費用等は、会社が支払わなければならないと解される(会社法330条、民法650条3項)

➤ 会社と役員との間で締結した補償契約に基づき補償する

この場合には、会社と役員との利益相反取引に該当するため、非取締役会設置会社においては株主総会の承認(会社法356条1項2号)、取締役会設置会社においては利害関係のない取締役による取締役会の承認決議が必要と解される(会社法365条1項)

補償契約の締結や補償契約に基づく補償が報酬(会社法361条1項の「報酬等」)に該当する場合には、株主総会の決議(会社法361条1項)が必要と解される

もともと、職務執行のための費用として相当な額の支給は会社法上の報酬等には該当しないと解される

➤ 費用と報酬の区別が重要

2. 補償契約

- 補償契約＝株式会社が、役員等に対して次に掲げる費用等の全部又は一部を当該株式会社が補償することを約する契約(要綱第二部第1の2①)
- ① 当該役員等が、その職務の執行に関し、法令の規定に違反したことが疑われ、又は責任の追及に係る請求を受けたことにより要する費用であって、相当と認められる部分
- ② 当該役員等が、その職務の執行に関し、第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合における次に掲げる損失
 - i. 当該損害を当該役員等が賠償することにより生ずる損失
 - ii. 当該損害の賠償に関する紛争について当事者間に和解が成立したときは、当該役員等が当該和解に基づき金銭を支払うことにより生ずる損失
- ③ ただし、次の損失は、補償の対象外(要綱第二部第1の2②)
 - i. ①の費用のうち相当と認められる額を超える部分
 - ii. 当該株式会社が②の損害を賠償するとすれば当該役員等が当該株式会社に対して第423条第1項の責任を負う場合における当該責任に係る部分
 - iii. 役員等がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があったことにより②の責任を負う場合における当該損失の全部

2. 補償契約

【手続】 株主総会（取締役会設置会社においては取締役会）の決議

【補償の対象と要件】

- ① 当該役員等が、その職務の執行に関し、法令の規定に違反したことが疑われ、又は責任の追及に係る請求を受けたことにより要する費用であって、相当と認められる部分
- 役員等の職務の執行に関し第三者から当該役員等に対する損害賠償請求があった場合や、当該役員等が職務の執行に関し刑事事件に関する手続又は課徴金に係る事件に関する手続の対象となった場合において、当該役員等がこれらによって要する費用
- これに対し、損害賠償金や、罰金、課徴金等は、責任の追及に係る請求を受けたことにより、又は法令の規定に違反したことが疑われることとなったことにより要する費用ではなく、その原因となる行為をしたことにより生ずるものであるから補償の対象外
- 補償契約に基づき①の費用を補償した株式会社が、当該役員等が自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は当該株式会社に損害を加える目的でその職務を執行したことを知ったときは、当該役員等に対し、補償した金額に相当する金銭を返還することを請求することができる（要綱第2部第1の2③）

2. 補償契約

【補償の対象と要件】

- ① 当該役員等が、その職務の執行に関し、法令の規定に違反したことが疑われ、又は責任の追及に係る請求を受けたことにより要する費用であって、相当と認められる部分（前ページからのつづき）
 - 株主が会社法847条1項に規定する責任追及等の訴えを提起する場合や、株式会社が当該責任追及等の訴えを提起する場合も、会社補償の対象となる
 - 役員等の主観的要件（善意・悪意・重過失の有無等）は不問
 - 「相当と認められる部分」に限られる
- 「相当と認められる部分」の意義？
- 役員が納付しなければならない罰金や課徴金は、罰金や課徴金を定めている各規定の趣旨を損なう可能性があるため、補償の対象外

2. 補償契約

【補償の対象と要件】(前ページからのつづき)

- ② 当該役員等が、その職務の執行に関し、第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合における次に掲げる損失
 - i. 当該損害を当該役員等が賠償することにより生ずる損失
 - 会社が損害を賠償すれば当該役員等が会社に対し任務懈怠責任を負う場合の当該責任に係る部分は補償の対象外
- ⇐ 役員等の会社に対する責任の免責になり、会社法の定める役員等の免責に係る規律と抵触

2. 補償契約

【補償の対象と要件】(前ページからのつづき)

- ② 当該役員等が、その職務の執行に関し、第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合における次に掲げる損失
 - ii. 当該損害の賠償に関する紛争について当事者間に和解が成立したときは、当該役員等が当該和解に基づく金銭を支払うことにより生ずる損失
- 第三者に生ずる損害の賠償に関する紛争に係る和解が成立した場合における和解金についても、第三者に生じた損失に準じたものとして取り扱う
- ⇐ 和解に至るまでにおいて、損害額についてのみ争いがある場合には、通常の損害賠償金と異ならないし、その他の場合であっても紛争の相手方である当該第三者に対する金銭の支払であることにおいて通常の損害賠償金と異ならないため訴訟費用などとは同列に扱わない
- 役員等が善意無重過失であることが補償の要件
- ⇐ 悪意重過失の場合であっても補償の対象にすれば、職務の適正性を害するおそれが高く、他方で、補償の対象にしないからといって役員の職務執行が萎縮することはないと考えられるため

2. 補償契約

【補償の対象と要件】(前ページからのつづき)

➤①類型(訴訟費用等)と②類型(第三者に生じた損害の賠償責任等)との違い

i. ①類型は役員等の主観的要件は問わないのに対し、②類型は役員等が善意無重過失であることが補償の要件

←①類型の場合は、役員等が第三者から責任の追及に係る請求を受けた場合には、当該役員等の主観的要件を問わずに当該役員等が適切な防御活動を行うことができるように、これに要する費用を株式会社が負担することが株式会社の損害の拡大の抑止等につながり株式会社の利益になり得るし、費用であれば補償の対象に含めたとしても職務の適正性を害するおそれが高いとまではいえない

②類型の場合は、悪意重過失の場合であっても補償の対象にするとすれば、職務の適正性を害するおそれが高く、他方で、補償の対象にしないからといって、役員の職務執行が萎縮することはないと考えられるため

2. 補償契約

【補償の対象と要件】(前ページからのつづき)

➤①類型(訴訟費用等)と②類型(第三者に生じた損害の賠償責任等)との違い

ii. ①類型は「相当と認められる部分」に限られるのに対し、②類型は「相当と認められる部分」に限るという制約なし

←①類型の場合は、補償の額が不相当に高額となることがあり得る

②類型の場合は、補償の額は、第三者に生じた損害額であるため不相当に高額になることはないと考えられるため

2. 補償契約

【手続】

株主総会（取締役会設置会社においては取締役会）の決議（要綱第二部第1の2①）

【重要な事実の報告】

取締役会設置会社においては、補償契約に基づく補償をした取締役及び補償を受けた取締役は、遅滞なく、当該補償についての重要な事実を取締役会に報告しなければならない（要綱第二部第1の2④）

【利益相反規定の適用関係】

会社法356条1項・365条2項、第423条3項、428条1項の規定は、補償契約については適用しない（要綱第二部第1の2⑤）

民法108条の規定も不適用（要綱第二部第1の2⑥）

利益相反に係る規定の適用を排除した上で、上述した完結的な規律を整備

3. D & O保険

役員等のために締結される保険契約(いわゆるD & O保険)

D & O保険は、とくに上場会社において広く普及しているが、会社法にはそれに関する規定なし

【意義】

- ① 会社が生じた損害が填補される(損害回復機能)
- ② 役員等がその職務の執行に伴い損害賠償の責任を負うことを過度に恐れることによりその職務の執行が萎縮することがないように役員等に対して適切なインセンティブを付与するとともに、すぐれた役員のなり手の拡大を図る

【問題点】

- ① D & O保険の付保範囲によっては、役員等の職務の適正性が損なわれたり、役員の実任や懲罰等を定める規定の趣旨が損なわれたりするおそれ、すなわち違法行為抑制効果が減殺されるおそれがある
- ② 株式会社が保険料を支払い役員が保険金を受け取ることには、構造的な利益相反が存在
- ③ 会社に対する損害賠償責任を付保する場合には、会社法が定める役員の免責に関する規律に抵触する可能性

3. D & O保険

【役員等賠償責任保険契約の定義】

「株式会社が、保険者との間で締結する保険契約のうち役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであって、役員等を被保険者とするもの(ただし、法務省令で定めるものを除く。)」(要綱第2部第2の3①)

保険契約者＝株式会社

被保険者＝役員等

被保険利益＝役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害

なお、法務省令では、生産物賠償責任保険(PL保険)、企業総合賠償責任保険(CGL保険)、自動車賠償責任保険、海外旅行保険等に係る保険契約を定める予定(要綱第2部第2の3①(注1))

3. D & O保険

【付保範囲と要件】

付保範囲や要件については、規定を置かない

一対会社責任を付保の対象にすることも特段制約されていない

保険会社という第三者の契約当事者が存在

⇒保険商品としての合理性・客観性が担保

主観的要件については、保険法と保険契約による制約

3. D & O保険

【手続】

株主総会（取締役会設置会社においては取締役会）の決議（要綱第二部第1の3①）

【利益相反規定の適用関係】

会社法356条1項・365条2項、第423条3項の規定は、役員等賠償責任保険契約については適用しない（要綱第二部第1の3②）

ただし、株主総会又は取締役会決議により役員等賠償責任保険契約の内容が定められたときは、民法108条の規定も不適用（要綱第二部第1の3③）

利益相反に係る規定の適用を排除した上で、上述した完結的な規律を整備

3. D & O保険

【開示】

株式会社が事業年度の末日において公開会社である場合には、次に掲げる事項を当該事業年度に係る事業報告に記載しなければならない(要綱第二部第2の3(3の注))

- ① 当該役員等賠償責任保険契約の被保険者
- ② 当該役員等賠償責任保険契約の内容の概要
 - i. 役員等による保険料の負担割合
 - ii. 填補の対象とされる保険事故の概要
 - iii. 当該役員等賠償責任保険契約によって当該役員等の職務の適正性が損なわれないようにするための措置を講じているときは、その措置の内容

D & O保険の利益相反性に鑑み、透明性を確保する趣旨

3. D&O保険

【開示】

➤ 中間試案における事業報告の開示事項(参考)

- i. 被保険者
- ii. 保険金額
- iii. 保険料
- iv. 保険期間
- v. 役員等が保険料の一部を負担している場合には、その旨及びその割合
- vi. 填補の対象とされる保険事故の概要
- vii. 役員等の株式会社に対する責任を負う場合を填補の対象とする場合には、その旨
- viii. 当該契約によって当該役員等の職務の適正性が損なわれないようにするための措置(例えば、一定額に
至らない損害については填補の対象としないことなど)を講じているときは、その措置の内容等

部会では、被保険者や保険金額の開示により濫訴が誘発されたり、和解額がつりあげられたりするとの意見が強く主張された

4. 社外取締役

a. 業務執行の社外取締役への委託

【概要】

指名委員会等設置会社以外の株式会社に対し、当該株式会社と取締役との利益が相反する状況にあるとき、その他取締役が当該株式会社の業務を執行することにより株主の利益を損なうおそれがあるときは、当該株式会社は、その都度、取締役の決定（取締役会設置会社においては取締役会の決議）によって、当該株式会社の業務を執行することを委託できる（要綱第二部第2の1①）

上記の委託を受けた業務の執行は、社外取締役が業務執行取締役の指揮命令の下に当該委託された業務を執行した場合を除き、社外取締役の要件について定める会社法2条15号イに規定する株式会社の業務の執行に該当しない（要綱第二部第2の1②）

【趣旨】

株式会社と業務執行者その他の利害関係者との間の利益相反の問題を回避する観点から、社外取締役が合理的に活動することが妨げられることを予防する方策の一つとして、社外取締役に期待される行為についてセーフハーバー・ルールを設ける

4. 社外取締役

a. 業務執行の社外取締役への委託

【問題の所在】

会社が設置する第三者委員会や独立委員会・特別委員会等のメンバーに社外取締役が就任した場合、その非業務執行性が失われ、社外取締役でなくなることが懸念

社外取締役の要件の1つ＝非業務執行性

「当該株式会社又はその子会社の業務執行取締役(株式会社の会社法363条1項各号に掲げる取締役及び当該株式会社の業務を執行したその他の取締役をいう。以下同じ。)若しくは執行役又は支配人その他の使用人(以下「業務執行取締役等」という。)でないこと

【解釈論】

社外取締役がこの規律に基づいて業務執行の委託を受けた場合、その業務に対する報酬に対しては、会社法上の報酬規制が適用されるか？

社外監査役の場合はどうか？

*なお、中間試案にはあった「監査役設置会社の取締役会による重要な業務執行の決定の委任」についての規律は要綱には含まれなかった

4. 社外取締役

b. 社外取締役の設置強制

監査役会設置会社（公開会社であり、かつ、大会社であるものに限る。）であって金融商品取引法第24条第1項の規定によりその発行する株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならないものは、社外取締役を置かなければならない（要綱第二部第2の2）

平成26年改正附則25条における「政府は、この法律の施行後二年を経過した場合において、社外取締役の選任状況その他の社会経済情勢の変化等を勘案し、企業統治に係る制度の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、社外取締役を置くことの義務付け等所要の措置を講ずるものとする」の「必要」性は、何を根拠に認められたか？

部会およびパブリックコメントの議論は、大きく対立

4. 社外取締役

b. 社外取締役の設置強制

●社外取締役の役割・期待

東京証券取引所コーポレートガバナンス・コード

【原則4－7. 独立社外取締役の役割・責務】

上場会社は、独立社外取締役には、特に以下の役割・責務を果たすことが期待されることに留意しつつ、その有効な活用を図るべきである。

- (i) 経営の方針や経営改善について、自らの知見に基づき、会社の持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上を図る、との観点からの助言を行うこと
- (ii) 経営陣幹部の選解任その他の取締役会の重要な意思決定を通じ、経営の監督を行うこと
- (iii) 会社と経営陣・支配株主等との間の利益相反を監督すること
- (iv) 経営陣・支配株主から独立した立場で、少数株主をはじめとするステークホルダーの意見を取締役会に適切に反映させること

4. 社外取締役

b. 社外取締役の設置強制

【積極意見】

- ① 社外取締役の選任比率が大幅に増加しており、現在、社外取締役を選任していない上場会社等においても、社外取締役の意義が広く認められている
- ② 社外取締役を選任したことにより直ちに企業価値が向上するという相関関係が見いだされるか否かにかかわらず、ミニマム・スタンダードとして、少数株主を含む全ての株主に共通する株主共同の利益を代弁する立場にある者として業務執行者から独立した客観的な立場から会社経営の監督を行い、また、経営者あるいは支配株主と少数株主との間の利益相反の監督を行うという役割を果たすことが期待される社外取締役を、少なくとも一人置くことを求めることが必要である

4. 社外取締役

b. 社外取締役の設置強制

【消極意見】

- ① 適切なガバナンス体制は、個々の上場会社等が、創意工夫しながら構築していくことが原則であり、社外取締役を置かなくてよいと説明しているごく少数の株式会社についてまで社外取締役を置くことを一律に強制することは適切でない
- ② 上場会社における社外取締役の選任状況からすれば、改正法の狙いは既に実現でき、又は実現しつつある状況にあり、改正法及び改正省令により導入された規律から更に進んで、社外取締役を置くことを義務付ける必要はない
- ③ 社外取締役を置くことの義務付け等のコーポレートガバナンスに関する規律は、それが企業価値を向上させることにつながるからこそ講ずべきものであって、社外取締役を選任したことが企業価値を向上させたか否かが実証研究等によって明らかでない段階で、社外取締役を置くことの義務付けという措置を講ずるのは、時期尚早である

4. 社外取締役

b. 社外取締役の設置強制

東京証券取引所の自主規制

●東証有価証券上場規程

- 独立役員を1名以上確保する義務(東証上場規程436条の2第1項)
- 取締役である独立役員を少なくとも1名以上確保する努力義務(東証上場規程445条の4)
- 独立役員が期待される役割を果たすための環境を整備する努力義務(東証上場規程445条の5)
- 独立役員に関して記載した独立役員届出書の提出を義務づけ、それを公衆縦覧に供する(東証上場規程施行規則436条の2)

4. 社外取締役

b. 社外取締役の設置強制

●東証コーポレートガバナンス・コードのベスト・プラクティス

【原則4－8. 独立社外取締役の有効な活用】

独立社外取締役は会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するように役割・責務を果たすべきであり、上場会社はそのような資質を十分に備えた独立社外取締役を少なくとも2名以上選任すべきである。

また、業種・規模・事業特性・機関設計・会社をとりまく環境等を総合的に勘案して、少なくとも3分の1以上の独立社外取締役を選任することが必要と考える上場会社は、上記にかかわらず、十分な人数の独立社外取締役を選任すべきである。

IV. 社債法¹の管理

1. 社債管理補助者
2. 社債権者集会の権限

1. 社債管理補助者

【現状】

日本で発行される社債の約5分の4は、社債管理者を置かない社債管理者非設置債として発行されている(日本証券業協会・社債市場の活性化に関する懇談会「社債市場の活性化に向けた取り組み」(平成24年7月30日)23頁)

➤ 会社法により社債を発行する場合には社債管理者の設置を原則として強制(会社法702条・会社法施行規則169条)

例外①: 各社債の金額が1億円以上の場合

例外②: ある種類の社債の総額を当該種類の各社債の金額の最低額で除して得た数が50未満の場合

実務ではこの例外規定が主として利用

約80%の社債において例外規定の方が適用され、主としてFA債として発行

社債管理者非設置債の中には、公募社債として機関投資家を中心に個人投資家に対しても販売がされているものがある

1. 社債管理補助者

【問題の所在】

社債管理者非設置債にデフォルトが発生した場合

「財務代理人(フィスカル・エージェント)」は社債発行会社の代理人

社債権者の利益のためにたとえば債権届出等の事務を行わない

そのために投資家保護上、社債管理者非設置債にデフォルトが生じた場合に混乱が生じた事案があったと報告(債権届出の機会を失うなど)

このような事態の発生を直接の契機として、社債管理者非設置債における社債の管理のあり方について検討されるようになる

◆日本証券業協会・社債市場の活性化に向けたインフラ整備に関するワーキング・グループ「社債権者保護のあり方について～新たな情報伝達インフラ制度及び社債管理人制度の整備に向けて～」(平成27年3月17日)

現行法の枠内でその職務が限定された簡易な社債管理制度である社債権者補佐人制度を構想し、その活用を提案

1. 社債管理補助者

【参考判例】

◆ 最判平成28年6月2日民集70巻5号1157頁

会社法が適用されない外国公債(アルゼンチン債)が日本でサムライ債として発行され、債券管理会社が設置された事案において、債券管理会社が、債権者のために、発行体に対して債券の償還および約定利息等の支払を求め、その原告適格が争点になった

サムライ債のみならず、地方三公社債(地方住宅供給公社・地方道路公社・土地開発公社)についても債券管理会社が置かれている

さらに、社債管理者非設置債において任意の社債管理機関が設置された場合にも同様の問題が生じ得る

⇒日本の債券市場に大きなインパクトを与え得る論点

1. 社債管理補助者

【前提：サムライ債の債券管理会社の契約上の地位】

リーテール向けに発行されるサムライ債について、債券者保護の観点から、市場慣行として管理委託契約書および債券要項に基づき、債券管理会社を設置

債券管理会社は、会社法の社債管理者に係る関係条項に依拠し、「債権者のために債券の元金及び利息の支払を受け、または債権の実現を保全するために必要な一切の裁判上または裁判外の行為をなす権限と義務」および「債権者集会を招集し、その決議を執行する権限」等を有する旨を管理委託契約書および債券要項に規定

発行会社と債権管理会社との間の管理委託契約は、発行会社を要約者、債権管理会社を諾約者、債権者を受益者とする「第三者のためにする契約」として構成

1. 社債管理補助者

◆ 最判平成28年6月2日民集70巻5号1157頁

【論点】

(1) 債券管理会社に対し訴訟追行権が付与されていたか？

第三者のためにする契約という構成により「受益の意思表示」が必要
任意的訴訟担当が認められるための要件

① 訴訟追行権の授与

② 弁護士代理原則や訴訟信託禁止を潜脱せず、かつ、合理的必要性がある場合

1. 社債管理補助者

◆最判平成28年6月2日民集70巻5号1157頁

(1)債券管理会社に訴訟追行権が付与されていたか？

【判旨】「本件授權条項は、Y、Xらおよび本件債券等保有者の間の契約関係を規律する本件要項の内容を構成し、本件債券等保有者に交付される目論見書等にも記載されていた。さらに、社債に類似した本件債券の性質に鑑みれば、本件授權条項の内容は、本件債券等保有者の合理的意思にもかなうものである。そうすると、本件債券等保有者は、本件債券の購入に伴い、本件債券に係る償還等請求訴訟を提起することも含む本件債券の管理をXらに委託することについて受益の意思表示をした。」

さらに、Xらはいずれも銀行であって、銀行法に基づく規制や監督に服すること、Xらは、本件管理委託契約上、本件債券等保有者に対して公平誠実義務や善管注意義務を負うものとされていることからすると、Xらと本件債券等保有者との間に抽象的には利益相反関係が生ずる可能性があることを考慮してもなお、Xらにおいて本件債券等保有者のために訴訟追行権を適切に行使することを期待することができる。」

1. 社債管理補助者

◆最判平成28年6月2日民集70巻5号1157頁

(2) 弁護士代理原則や訴訟信託禁止を潜脱せず、かつ、合理的必要性がある場合に該当するか？

【判旨】 訴訟追行権の授権について受益の意思表示がなされたことについての論拠を挙げた後、「Xらに本件訴訟についての訴訟追行権を認めることは、弁護士代理の原則を回避し、又は訴訟信託の禁止を潜脱するおそれがなく、かつ、これを認める合理的必要性があるというべきである」と判示

1. 社債管理補助者

【問題の所在】

➤ 契約によって社債管理の権限を付与する場合の限界

現行法の枠内で契約に基づく社債管理の権限を有する者に関する制度を構想した場合、法的制約によって期待される機能を必ずしも十分に発揮することができない事項として、次の点がある

- ① 総社債権者の代理人として、破産手続等において社債の総額について債権届出をしようとしても、民事再生規則31条や会社更生規則36条により代理人による債権届出に際しては本人の氏名等を記載することが求められているために、社債の総額について非顕名で債権の届出をすることは難しい
- ② 弁護士である場合を除き、社債権者集会の招集許可や同決議の認可の申立てをすること等に法的障害がある(非訟事件手続法22条1項)

1. 社債管理補助者

【要綱の概要】

会社は、社債管理者の設置を強制されない場合(会社法702条ただし書に規定する場合)には、社債管理補助者を定め、社債権者のために、社債の管理の補助を行うことを委託することができる

その上で、社債管理補助者の権限の内容、義務および責任のあり方、資格要件など立法論上の課題について規律

- 設置(要綱第3部第1の1(1))

担保付社債信託でない社債において、社債管理者設置債以外の場合
設置するかどうかは、任意

1. 社債管理補助者

●趣旨

社債権者のために社債管理者より限定された任務を遂行
「社債の管理の補助」

社債管理補助者にどのような機能を期待するのか？

➤必須の権限

- ① 債権の届出等(要綱第3部第1の1(4)①)
- ② 社債権者集会の招集権(要綱第3部第1の1(13)①)

1. 社債管理補助者

➤ 社債管理補助者に何を期待するかについては、投資家の間にさまざまな意見が分布

- 社債の元利金弁済受領
 - 社債の管理に関する事項について社債権者への伝達
 - 社債の全部についての支払の請求
 - 強制執行、仮差押え、仮処分
 - 訴訟行為または倒産手続に関する手続に属する行為
 - コベナンツ違反に基づく期限の利益の喪失
- コベナンツおよびレポーティング・コベナンツ

1. 社債管理補助者

●権限

- ① 社債管理補助者は、社債権者のために破産手続参加、再生手続参加もしくは更生手続参加をする権限、強制執行もしくは担保権の実行の手続において配当要求をする権限または会社法499条1項の期間内に債権の申出をする権限を有する(要綱第3部第1の1(4)①)
- ② 社債管理補助者は、委託に係る契約に定める範囲内において、社債権者のために次に掲げる行為をする権限を有する(要綱第3部第1の1(4)②)
 - i. 社債に係る債権の弁済の受領
 - ii. 会社法705条1項の行為(①およびアの行為を除く)一社債に係る債権の実現を保全するために必要な裁判上・裁判外の行為
 - iii. 会社法706条1項各号に掲げる行為一支払猶予・責任免除・和解・訴訟行為や破産手続等に属する行為
 - iv. 社債発行会社が社債の総額について期限の利益を喪失することとなる行為

1. 社債管理補助者

●権限

- ③ ②の場合において、社債管理補助者は、社債権者集会の決議に基づいて、次の行為をする権限を有する
 - i. ② ii に掲げる行為であって、次に掲げるもの
 - A) 当該社債の全部についてするその支払の請求
 - B) 当該社債の全部に係る債権に基づく強制執行、仮差押えまたは仮処分
 - C) 当該社債の全部についてする訴訟行為または破産手続、再生手続、更生手続もしくは特別清算に関する手続に属する行為
 - ii. ② iii に掲げる行為（社債権者集会の特別決議を要する）
 - iii. ② iv に掲げる行為

1. 社債管理補助者

●権限

- ④ 社債管理補助者は、(1)による委託に係る契約に従い、社債の管理に関する事項を社債権者に報告し、又は社債権者がこれを知ることができるようにする措置をとらなければならない

←社債権者の適時かつ合理的な意思決定を可能にするため、所定の情報を発行会社等から社債権者に伝達

- ⑤ 社債管理補助者は、次の場合に社債権者集会を招集することができる(要綱第3部第1の1(13)①)

- i. 少数社債権者による請求があった場合
- ii. 社債管理補助者の辞任について社債権者集会の同意を得るため必要がある場合

なお、少数社債権者は、社債管理補助者に対し、社債権者集会の目的である事項および招集の理由を示して、社債権者集会の招集を請求することができる

- ⑥ 社債権者集会の決議は、社債管理補助者がある場合において社債管理補助者の権限に属する行為を可決する旨の社債権者集会の決議があったときは、社債権者集会の決議によって別に社債権者集会の決議を執行する者を定めた場合を除き、社債管理補助者が執行する(要綱第3部第1の1(13)③)

1. 社債管理補助者

- 義務(要綱第3部第1の1(3))

- ① 社債管理補助者は、社債権者のために、公平かつ誠実に社債の管理の補助を行わなければならない
- ② 社債管理補助者は、社債権者に対し、善良な管理者の注意をもって社債の管理の補助を行わなければならない

- 責任(要綱第3部第1の1(8))

社債管理補助者は、この法律又は社債権者集会の決議に違反する行為をしたときは、社債権者に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う

1. 社債管理補助者

●権限と義務・責任の関係

「補足説明」: 権限の範囲と義務・責任との関係について次の指摘

「契約によって新たな管理機関に付与された個別具体的な権限の範囲に応じて、新たな管理機関の義務及び責任は、社債管理者の義務や責任よりも限定されたものとなる」

たとえば、社債管理契約において、デフォルトの前後で異なる権限の内容を定めたり、権限行使可否の判断を社債権者集会の決議に委ねることもできるよう権限の内容を定めたりすることによって、新たな管理機関に付与される権限の内容を個別具体的に詳細に定めていくなれば、新たな管理機関の義務および責任はさらに限定されることになるとして、新たな管理機関の権限の範囲や内容に関する定めを工夫することによって、社債管理者の義務や責任を限定し、前述した実務上のニーズに相当程度対応することができるはずであることを示唆

1. 社債管理補助者

- 行為の方式(要綱第3部第1の1(6))

社債管理補助者が社債権者のために裁判上または裁判外の行為をするときは、個別の社債権者を表示することを要しない

←現行法の下で任意の社債管理を補助する者を置いた場合、顕名代理によらざるを得ないと解される点について、立法的に解決

1. 社債管理補助者

- 資格要件

社債管理者の資格要件より拡大する方向

- 社債管理者の資格要件(会社法703条・会社法施行規則170条)

- ① 銀行法、信託法、担保付社債信託法上の担保の受託会社としての免許を受けた者
- ② 商工中金など

社債管理者の資格要件を有する者に加え、弁護士、弁護士法人その他の者についても、法務省令の定めにより、社債管理補助者の資格を付与する方向

1. 社債管理補助者

●開示

次の事項を社債の募集事項において記載しなければならない(要綱第3部第1の1(14))

- ① 社債管理者を定めないこととするときは、その旨
- ② 社債管理補助者を定めることとするときは、その旨
- ③ 委託に係る契約に関する事項(会社法676条12号、会社法施行規則162条)

2. 社債権者集会

●概要

- ① 社債権者集会の権限に社債の元利金の全部または一部の免除が含まれるということを明文化
- ② 社債権者全員が書面または電磁的記録により同意した場合には、社債権者集会決議の省略を認める
- ③ 社債権者全員の同意がある場合には、裁判所の認可を要しないで、社債権者集会決議の効力が発生

2. 社債権者集会

- 社債権者集会制度の意義

社債権者集会制度＝集団的意思決定

- 集合行為問題に対処し得る
- ホールドアウト問題に対処し得る
- 合理的無関心に対処し得る

⇒集団的意思決定により適正な社債リストラクチャリングを実現する可能性

- 適正な社債リストラクチャリングにより弁済率が上昇することに対し社債権者は「共同の利益」をもつ
- 過大な社債リストラクチャリングによる不公正・非効率の防止
- 過小な社債リストラクチャリングによる社会的損失の回避

なお、法的倒産処理手続外での社債リストラクチャリングをそもそも制限すべきかどうかという根本問題がある

2. 社債権者集会

- 社債権者集会制度の問題点

- 情報の非対称性

- 社債権者の利害関係の非均一性

少数派社債権者の保護の必要性

- 他の債権者との衡平？

社債権者集会の決議に基づく集団的意思決定以外にどのような手法が考えられるか？

- エクスチェンジ・オファーのような強圧的手法があり得る

←社債権者の意思決定に係るホールドアウト問題と強圧性の問題

2. 社債権者集会

- 社債権者集会の権限
- 社債全部の支払猶予、その債務不履行によって生じた損害の免除、和解(会社法706条1項1号)
- 社債全部についてする訴訟行為・倒産処理手続に属する行為(会社法706条1項2号)
- 特別代理人の選任の申立て(会社法707条)
- 社債管理者の辞任の同意(会社法711条1項)
- 社債権者の利害に関する事項(会社法716条)

2. 社債権者集会

- 社債権者集会の裁判所によるコントロール
- 裁判所の認可により効力が発生(会社法734条1項)
- 不認可事由(会社法733条)

不認可事由に該当しないことが必要

2. 社債権者集会

●元利金の減免

【現行法の立場】

会社法706条1項1号は、支払いの猶予や債務不履行によって生じた責任の免除または和解が社債権者集会の決議事項であることを規定しているのに対し、社債の元利金の減免については明示的に定めていない

➤肯定説

会社法706条1項1号に規定する和解の内容として、社債の元利金の減免できる

➤否定説

和解における互譲性の要件を満たしているといえるか疑問

⇒社債の元利金の減免が社債権者集会決議によって可能かどうかについては、必ずしも法的に明確ではないという状況のもと、社債権者集会の特別決議により、社債の元利金の全部または一部を免除できる旨の規定を設けるべき

2. 社債権者集会

- 元利金減免を決議した社債権者集会決議は認可されるか？

社債権者集会の特別決議によって社債の元利金を減免することができるとしても、社債権者集会決議が効力を生じるためには裁判所の認可が必要(会社法734条1項)

会社法733条は、裁判所が社債権者集会決議の認可をすることができない不認可事由を定める

社債の元利金の減免を社債権者集会で決議した場合には、当該決議が不認可事由に当たらないとして裁判所により認可されなければその効力が生じない

参考になる特別法

2. 社債権者集会

【参照条文】

◆株式会社地域経済活性化支援機構法(抜粋)(平成25年3月6日公布、平成25年3月18日施行)

34条の2(償還すべき社債の金額の減額に関する機構の確認)

1項 社債権者集会の決議に基づき償還すべき社債の金額について減額を行う旨が記載された事業再生計画に従って事業の再生を図ろうとする再生支援対象事業者は、機構に対し、当該減額が再生支援対象事業者の事業の再生に欠くことができないものとして主務大臣が定める基準に該当するものであることの確認を求めることができる。

2項 機構は、前項の確認を行ったときは、直ちに、その旨を、当該再生支援対象事業者に通知するものとする。

34条の3(社債権者集会の決議の認可に関する判断の特例)

1項 裁判所は、前条第一項の規定により機構が確認を行った償還すべき社債の金額について減額を行う旨の社債権者集会の決議に係る会社法第732条に規定する認可の申立てが行われた場合には、当該減額が当該再生支援対象事業者の事業の再生に欠くことができないものであることが確認されていることを考慮した上で、当該社債権者集会の決議が同法第733条第4号に掲げる場合に該当するかどうかを判断しなければならない。

2項 裁判所は、前項に規定する認可の申立てが行われた場合には、機構に対し、意見の陳述を求めることができる。

2. 社債権者集会

【参照条文】

◆内閣府・総務省・財務省・経済産業省告示第2号(平成25年3月15日)

上記確認の基準として、

- ① 事業の再生のために合理的に必要な減額であること
- ② 確認時点で清算した場合の当該社債の償還すべき金額を、当該減額を行った場合の当該社債の償還すべき金額が下回らないと見込まれること等、当該減額が、当該社債の社債権者にとって経済的合理性を有すると見込まれるものであることを確認すること
- ③ ②の確認に際しては、当該社債に係る債務以外の債務の免除の状況その他の事情に鑑み、当該事業再生計画における当該社債に係る債務以外の債務の取扱いとの間の実質的な衡平についても十分に考慮すべきこと

2. 社債権者集会

【参照条文】

◆産業競争力強化法(抜粋)(平成25年12月11日公布、平成26年1月20日施行)

56条(償還すべき社債の金額の減額に関する特定認証紛争解決事業者の確認)

1項 特定認証紛争解決手続により事業再生を図ろうとする事業者は、当該特定認証紛争解決手続を行う特定認証紛争解決事業者に対し、社債権者集会の決議に基づき行う償還すべき社債の金額の減額が、当該事業者の事業再生に欠くことができないものとして経済産業省令・内閣府令で定める基準に適合するものであることの確認を求めることができる。

2項 特定認証紛争解決事業者は、前項の確認を行ったときは、直ちに、その旨を、当該確認を求めた事業者に通知するものとする。

57条(社債権者集会の決議の認可に関する判断の特例)

1項 裁判所は、前条第1項の規定により特定認証紛争解決事業者が確認を行った償還すべき社債の金額について減額を行う旨の社債権者集会の決議に係る会社法第732条に規定する認可の申立てが行われた場合には、当該減額が当該事業者の事業再生に欠くことができないものであることが確認されていることを考慮した上で、当該社債権者集会の決議が同法第733条第4号に掲げる場合に該当するかどうかを判断するものとする。

2項 裁判所は、前項に規定する認可の申立てが行われた場合には、特定認証紛争解決事業者に対し、意見の陳述を求めることができる。

2. 社債権者集会

●社債権者集会決議の省略

社債発行会社、社債管理者、社債管理補助者又は社債権者が社債権者集会の目的である事項についてした提案について、議決権者の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社債権者集会の決議があったものとみなす（要綱第3部第1の2(2)①）

裁判所の認可は不要（要綱第3部第1の2(2)②）

なお、社債権者集会決議は、前者債権者に対して効力を有する旨の規定は適用あり（要綱第3部第1の2(2)②）

V. 株式交付

【問題意識】

買収会社がその株式を対価として対象会社を買収しようとする場合に、株式交換制度を用いるほか、買収会社の株式を対価として対象会社の支配権を取得する制度を以下の理由から創設してほしいという実務の要望

➤ 株式交換の問題点

- ① 対象会社が株式会社でなければ用いることができない
- ② 買収会社は、対象会社の発行済株式の全てを取得することになる

➤ 株式の現物出資による場合の問題点

- ① 原則として検査役の調査が必要となるため（会社法207条）、その手続に一定の時間を要し、費用がかかる
- ② 引受人である対象会社の株主及び買収会社の取締役等が財産価額填補責任を負う可能性がある（会社法212条・213条）

⇒実務では、買収会社は金銭のみを対価とする場合がほとんどであるとされる

⇒現物出資による場合の問題点を克服するために、そのような問題点がない株式交換に類似した制度を創設

V. 株式交付

- 株式交付の意義

株式会社が他の株式会社をその子会社（法務省令で定めるものに限る。）とするために当該他の株式会社の株式を譲り受け、当該株式の譲渡人に対して当該株式の対価として当該株式会社の株式を交付すること

- 基本的な考え方

親子会社関係がなかった株式交付親会社と株式交付子会社との間に当該親子会社関係を創設するための、いわば部分的な株式交換として、株式交換のような組織法上の行為と同様の性質を有するという考え方（「補足説明」）

- 公開買付規制の要件を満たす場合には、公開買付規制が適用される

V. 株式交付

- 株式交付と株式交換の異同

- 株式交付親会社は、必ずしも株式交付子会社の発行済株式の全てを取得するものでないことから、株式交付親会社は、株式交付子会社の株式を法律上当然に取得するものとせず、当該株式を有する者から個別に譲り受けるものとする
- 株式交付については、株式交換とは異なり、株式交付親会社と株式交付子会社との間に契約関係があることは要せず、株式交付親会社は、株式交付親会社と譲渡人との間の合意に基づき、株式交付子会社の株式を譲り受ける

V. 株式交付

- 株式交付の意義(要綱第3部第2の1(注1)(注2))

株式会社が他の株式会社をその子会社とするために当該他の株式会社の株式を譲り受け、当該株式の譲渡人に対して当該株式の対価として当該株式会社の株式を交付すること

子会社とは、会社法2条3号に規定する会社が他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配している場合(会社法施行規則3条3項第1号に掲げる場合に限る。)における当該他の会社等とする

会社法施行規則3条3項2号および3号の子会社は株式交付の対象にならない

- 株式交付親会社＝株式交付をする株式会社

- 株式交付子会社＝株式交付親会社が株式交付に際して譲り受ける株式を発行する株式会社

- 株式交付親会社・株式交付子会社ともに日本法上の株式会社であることが前提

⇒「中間試案」の提案と異なり、外国会社を交付子会社とする株式交付を認めない

V. 株式交付

【規律の概要】

基本的に、株式交換制度を下敷きにするが、契約当事者が異なり、株式交付子会社の株主と株式交付親会社との間で株式譲渡契約が締結される

すなわち、株式交付子会社の株式の譲渡しの申込み等に関する規律になる

株式交付親会社と譲渡人との間の合意に基づき、株式交付子会社の株式を譲り受けるため、これらの譲渡しの申込み、承諾及び債務の履行（譲渡の目的物の給付）の手続は、募集株式の発行等における引受けの申込み、割当て及び現物出資財産の給付の手続に準じたものとして、株式交付親会社は、当該株式を有する者から個別に申込みを受け、給付を受ける

【参考】

産業競争力強化法上の株式対価M&A法制

V. 株式交付

	現物出資	産業競争力強化法	株式交付制度
認定の要否	不要	必要	不要
親会社側の総会決議	取締役会決議(有利発行の場合は総会決議)	総会特別決議(簡易の場合は取締役会決議)	総会特別決議(簡易の場合は原則、取締役会決議)
決議の対象	子会社株式の価額と親会社の発行株式数	株式交換比率	株式交付計画
有利発行規制	有り	無し	無し
現物出資規制	有り	無し	無し
親会社の債権者異議手続	無し	無し	株式交換と同様(原則無し)
親会社株主の差止請求権	有り	有り	有り
親会社株主の株式買取請求権	無し	有り(簡易の場合は無し)	有り(簡易の場合は無し)
子会社側の総会決議	不要	不要	不要
子会社株主の株式買取請求権	無し	無し	不要

VI. その他

1. 責任追及等の訴えに係る訴訟における和解
2. 議決権行使書面の閲覧等
3. 株式の併合等に関する事前開示事項
4. 会社の登記
 - a. 新株予約権に関する登記
 - b. 会社の所在地における登記の禁止
 - c. 附帯決議: 代表者の住所が記載された登記事項証明書
5. 取締役等の欠格条項の削除及びこれに伴う規律の整備

1. 責任追及等の訴えに係る訴訟における和解

株式会社が、当該株式会社の取締役（監査等委員及び監査委員を除く。）、執行役及び清算人並びにこれらの者であった者の責任を追及する訴えに係る訴訟における和解をする場合の同意権者は、次のとおり

① 監査役設置会社

監査役（監査役が二人以上ある場合は、各監査役）

② 監査等委員会設置会社

各監査等委員

③ 指名委員会等設置会社

各監査委員

2. 議決権行使書面の閲覧等

議決権行使書面の閲覧には、理由を明らかにすることを要求するとともに、閲覧拒絶事由を明文化

➤ 閲覧拒絶事由

- ① 当該請求を行う株主がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき
- ② 当該請求を行う株主が当該株式会社の業務の遂行を妨げ、又は株主の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき
- ③ 当該請求を行う株主が議決権行使書面の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき
- ④ 当該請求を行う株主が、過去2年以内において、議決権行使書面の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき

3. 株式の併合等に関する事前開示事項

株式会社が、株式の併合等の際に本店に備え置かなければならない書面又は電磁的記録に記載し、又は記録する法務省令で定める事項のうち、端数の処理をすることが見込まれる場合における当該処理の方法に関する事項を充実化、具体化

【補足説明】 事前開示事項

- ① 一に満たない端数の処理の方法に関する事項として、例えば、(i)競売又は任意売却のいずれをする予定であるか及びその理由、(ii)競売をする予定である場合には、競売の申立てをする時期の見込み、(iii)任意売却をする予定である場合には、任意売却する株式を買い取る者(以下「任意売却株式買取人」という。)の氏名又は名称
- ② 任意売却の実施及び株主に対する代金の交付の時期
- ③ 任意売却株式買取人が任意売却の代金の支払のための資金を確保する方法並びに当該方法の相当性その他の任意売却の実施及び株主に対する代金の交付の見込みに関する事項(当該見込みについての取締役等の判断及びその理由を含む)

4. 会社の登記

a. 新株予約権に関する登記

募集新株予約権について会社法238条1項3号に掲げる事項を定めたときは、募集新株予約権の払込金額(同号に掲げる事項として募集新株予約権の払込金額の算定方法を定めた場合において、登記の申請の時までに募集新株予約権の払込金額が確定していないときは、当該算定方法)を登記しなければならない

b. 会社の支店の所在地における登記の廃止

c. 附帯決議:代表者の住所が記載された登記事項証明書

- ① 株式会社の代表者から、自己が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第1条第2項に規定する被害者その他の特定の法律に規定する被害者等であり、更なる被害を受けるおそれがあることを理由として、その住所を登記事項証明書に表示しない措置を講ずることを求める旨の申出があった場合において、当該申出を相当と認めるときは、登記官は、当該代表者の住所を登記事項証明書に表示しない措置を講ずることができる
- ② 電気通信回線による登記情報の提供に関する法律に基づく登記情報の提供においては、株式会社の代表者の住所に関する情報を提供しない

5. 取締役等の欠格条項の削除及びこれに伴う規律の整備

成年被後見人等にも取締役等の就任資格を認める

その上で、以下の措置を講じる

- ① 成年被後見人が取締役、監査役、執行役、清算人、設立時取締役又は設立時監査役(以下5において「取締役等」という。)に就任するには、その成年被後見人が、成年被後見人の同意(後見監督人がある場合にあっては、成年被後見人及び後見監督人の同意。)を得た上で、成年被後見人に代わって就任の承諾をしなければならないものとする。この場合において、成年被後見人がした就任の承諾又は成年被後見人が成年被後見人の同意を得ないでした就任の承諾は、その効力を生じない。
- ② 被保佐人が取締役等に就任するには、その保佐人の同意を得なければならないものとする。この場合において、被保佐人が保佐人の同意を得ないでした就任の承諾は、その効力を生じない。
- ③ ①は、保佐人が民法876条の4第1項の代理権を付与する旨の審判に基づき被保佐人に代わって就任の承諾をする場合について準用する。
- ④ 成年被後見人又は被保佐人がした取締役等の資格に基づく行為は、行為能力の制限によっては取り消すことができない。